

長期優良住宅認定の申請をされた皆様へ（お知らせ）

認定長期優良住宅建築等計画に関する

工事完了報告書の添付書類が変わります

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条及び寝屋川市長期優良住宅建築等計画認定等実施要綱第10条により、「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書」（以下、「工事完了報告書」という）を建築工事が完了した際に提出していただいているところですが、長期優良住宅認定通知書等偽造事件を受け、工事完了報告書に検査済証の写し及び工事写真を求め、適正な長期優良住宅認定業務を行うよう、国土交通省から事務連絡が出ております。

これを受け、寝屋川市では工事完了報告書への添付図書が下記のとおりに変更となります。

記

1. 建設性能評価の取得がない場合

- (1) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書
- (2) 委任状
- (3) 認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書（別紙1）の写し
- (4) 工事写真（完成全景写真、外壁軸組みの劣化対策状況写真、通気構造の施工写真、床・外壁・天井（屋根）断熱材の施工写真）（別紙2又は3）
- (5) 建築基準法の検査済証の写し

2. 建設性能評価を取得している場合

- (1) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書
- (2) 委任状
- (3) 認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書（別紙1）の写し
- (4) 建設性能評価書の写し
- (5) 建築基準法の検査済証の写し

※下線を引いたものが、今回新たに追加される書類です。

※従来提出していただいていた、工事監理報告書の写しは不要です。

※認定建築物がマンションの場合は、個別にご相談ください。